

「フリーランス法」の施行に伴い 11月以降、「就業条件の明示」を行います

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行される予定です。

この法律の定めに従い、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、事前に「就業条件の明示」を行います。

1 対象となるのは？

令和6年11月1日以降に、事務局から委託した業務に新たに就業する会員です。10月31日以前からの継続契約に就業されている方は、契約更新時に対象となります。シルバー派遣就業の場合は対象外です。

2 条件明示の内容は？

「受注件名」「仕事の内容」「就業場所」「就業期間」「発注者名」「発注者住所」
「業務委託日」「報酬（配分金等）」「支払期日」「問合せ先」

3 条件明示の方法は？

明示内容は会員向けインターネットサービス「smile to smile」で確認できます。（ID及び仮パスワードは既に全会員に送付済みですが、事務局にご連絡いただければ再発行いたします。）

条件明示書の書面交付をご希望の方は、事前に事務局にご連絡の上でご来所ください。（郵送には応じかねます。）

※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。